

医薬品の販売制度に関する検討会開催要綱

令和5年2月

医薬・生活衛生局総務課

1. 目的

情報通信技術の進歩、OTC 医薬品の活用などセルフケア・セルフメディケーションの推進、新型コロナウイルス感染症の影響によるオンラインでの社会活動の増加など、一般国民における医薬品を巡る状況は大きく変化している。一方で、一般用医薬品の濫用等、安全性確保に関する課題も生じてきている。

こうした中、医薬品のリスクを踏まえ、医薬品の安全かつ適正な使用を確保するとともに、国民の医薬品へのアクセスを向上させる観点から、医薬品販売制度についての必要な見直し等に関する検討を行う。

2. 検討項目

- (1) 医薬品の販売区分及び販売方法
- (2) デジタル技術を活用した医薬品販売業の在り方
- (3) その他

3. 構成員

- (1) 本検討会は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置き、座長は議事を整理する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、医薬・生活衛生局長が開催し、本検討会の庶務は、医薬・生活衛生局総務課が行う。
- (2) 本検討会の下に、必要に応じて、検討会で議論される内容について、より専門的かつ技術的な事項について具体的に検討を行う作業部会を設けることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに議事録を作成し、公表する。